

【資料紹介】

宮内庁所蔵・昭和天皇の東京大空襲戦災地行幸史料

瀬畠 源

一九四五年三月十日に米軍によつて行われた東京大空襲は、東京東部を中心として約十万人の死者を出す慘事となつた。

この空襲の約一週間後の三月十八日、昭和天皇は戦災地に行幸を行い、その被害状況を視察した。この視察は、写真と共に翌日の新聞に掲載され、ニュース映画⁽¹⁾でも全国に報じられた。

当日の動きをまずは簡単に述べておこう。天皇は三月十八日前九時に宮城を出発、深川区（現江東区）の富岡八幡宮で内務大臣から戦災情況の奏上を受け、その後、最も被害が大きかつた本所区（現墨田区）や浅草区（現台東区）などを車で廻つた。途中、本所区の小名木川橋では、下車して数分間視察を行つた。その後、湯島など

を経由して、午前十時に宮城に戻つた。

この戦災地行幸については様々な研究がなされてきてゐる⁽²⁾。しかし、その事実関係については、ほぼ全てが、読売新聞社による『昭和史の天皇』所収の「三月十日前後」に基づいて書かれている⁽³⁾。この論考は、関係者への聞き取りや一次史料を分析して書かれたものであり、「宮内省の記録」を参考にしたとの注意書きもあるため、その記述が特に資料批判もなく使われてきた。

これまで筆者は、昭和天皇の戦後巡幸について研究をするために、宮内庁書陵部宮内公文書館に所蔵されている『幸啓録』の閲覧を行つてきた。『幸啓録』とは、天皇・皇后・皇太后による行幸啓（宮城・皇居（皇太后の場

合、大宮御所）から外出すること）に関する記録を綴じた簿冊であり、行幸を担当した総務局（現在の官房総務課）によつて作成された文書である。具体的には、行幸の立案（天皇への伺）や諸向通牒（首相などへの通知）、行幸のスケジュール、下検分や当日の記録などが含まれている。この『幸啓録』の閲覧の中で、筆者はたまたま、昭和天皇の戦災地行幸についての史料を発見した。この史料は、上記論考と史料内容とを突き合わせると、読売新聞社が「三月十日前後」を書くために使つた「宮内省の記録」であることは間違いないと思われる。

・「諸向通牒」⁽⁴⁾（三月十七日付）・・・宮内大臣発。行幸予定や歛簿（行幸時の車列のこと）、道筋などを関係各所に通知したもの。皇太后宮大夫、内閣總理大臣、内務大臣、陸軍大臣、防衛總司令官、東部軍管区司令官、近衛師団長、東京都長官、警視總監、憲兵司令官に向けて出されている。朱書きで「本件ハ秘扱トスルモ還幸後ニ於テハ一般ニ發表ス」と記載。歛簿内の供奉員名簿も附属⁽⁵⁾。

・「官報々告」（三月十九日立案、執行）・・・官報への掲載手続き。

東京大空襲戦災地行幸の記録は、『幸啓録』昭和二十年第一巻（都内ノ部一）に「天皇陛下東京都下空襲災害地へ行幸ノ件」として所収されている。これに含まれてゐる文書は以下の通りである。

・天皇への伺（三月十七日立案）・・・天皇への行幸伺い。秘扱い。署名（印）は、宮内大臣、次官、侍従長、侍従次長、総務局長、幸啓課長、小倉侍従、山本・五十嵐事務官。翌日に行幸を行うこと、防空警報発令で取り止めの場合は二十日以降に行うことが記載されている。

・「記事」・・・行幸後に宮内官がまとめたもの。行幸準備と当日の記録。手書き。署名は入っていない。

・「行幸沿道防疫措置ニ関スル件」・・・東京都民生局長から宮内省行幸主務官に向けて出されたもの。期日は明記されていないが、行幸のことを「本日」と述べていることから三月十八日に出された可能性が高い。「不潔箇所二対シテハ本日迄七日間ニ亘リ〔中略〕反復消毒ヲ続行セリ。尚防疫指導連絡班ヲ組織シ一般防疫ノ措置ヲ為スト共ニ防疫救護班ヲ編成シ、罹災者二対スル検診、救護及防疫上ノ注意ヲ為シ防疫上ノ完璧ヲ期シタリ」との記述がある。また、行幸沿道三丁以内に所在する罹災者集

団収容所における伝染病患者の報告もある（患者名は不開示）。

- ・「東京都下空襲・罹災地行幸御道筋図（新聞切抜共）」・
- ・封筒にまとめられている地図類。「亀戸警察署管区全

図」（ガリ版、同じものが2枚）、「洲崎警察署管区略図」

（手書き）双方とも罹災箇所記載。『読売報知』三月十九

日。白地図に歛簿の順路図が書き込まれたもの⁽⁶⁾。

記事

本稿では、所収資料のうち、行幸準備と当日の記録が書かれた「記事」を紹介したい。一宮内官の記録のため、行幸の意図などの情報はわからないが、この資料からは、異例の対応を積み重ねてでも行幸を行なければならないといった昭和天皇の切迫感を感じることができよう。

罹災地行幸は、帝都の現状に於て、特に簡約なる方法を以て行はるべく思召に基き、宮内大臣より内務大臣に伝ふる所あり。総務局長は警視総監に極秘に連絡し、三月十七日午前、局長加藤課長は警視庁員の案内にて現地を自動車一両「御料、矢野技手運転」に同乗、約二時間視察、御視察御道筋を決定、後更に警視総監に連絡して、御野立所を深川富岡八幡の境内と定む。

而して、前記の如く諸事簡約に実施する為、当日に至らざれば、行幸関係者と雖も之を内報せざることせり。但し、関係箇所の上級幹部の極く少數には之を内達せり。一、通常の如く関係箇所へ内報するに於ては、自然前日に各所に洩れ、一般に奉拝者等も出づるべく、斯くなるときは、警衛関係は平常の行幸の如く警衛員の配置等を

なに変更した。また必要に応じて濁点や句読点などを付与した。「」内は、一行のスペースに細かい字で二行で書かれていたもの。～は筆者注記。注は全て引用者による解説であり、本文の記述ではない。

読みやすさを考慮し、漢字は新字体、カタカナはひらが

【資料紹介】

本資料は、宮内省総務局『幸啓錄』昭和二十年、一、都

内ノ部一（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）の「三天

皇陛下東京都下空襲災害地へ行幸ノ件」に所収された、宮内官の手による「記事」を翻刻したものである。

読みやすさを考慮し、漢字は新字体、カタカナはひらが

行はざるべからず、防空の関係に於ても不適当なる等の
関係に依り、前記の如く極端に極秘扱とせり。

(1) 前日午後過、直接関係庁へ電話し参省を求む。

(2) 行幸の公文は当日朝執行⁽⁷⁾。

(3) 当省内関係部局へも直接準備を要する箇所のみ前日内
報し、他は当日於通知す。

(4) 東京都へは当方よりは連絡をとらず、警視庁より都長
官のみ内報し、都庁内には一切之を指示せざることとせ
り（従て御道筋の洒掃清頓不要とせり）⁽⁸⁾。

(5) 交通遮断も行はざるを理想とせんが、之は警視庁に於
て実際問題として御道筋と交叉し居る箇所は一時停止、
路傍に居るもの、焼跡作業者等は其の俟、通行人は一時
停止、電車は其の直前に停車等の措置を講じ実施せられ
たり「実際に富岡八幡の如きは、着御十分前は未だ前方
の道路に一般通行人を其の俟となしありたり」。

(6) 警察官は平常の場合と異り極端に人員少し。殊に焼跡
地域は少數の私服を置くのみなりき。

(7) 宮内省に於ても、之に伴ひ、鹵簿内関係以外は先着を

制限し、御野立所に河井事務官一人のみとせり（侍従職、
内匠寮、側近警備も先着なし）。

一、警報（空襲、警戒）発令の場合は左の如くなすこと
とす。

(イ) 御出門前発令の場合は御取止。但し後に解除となり
たる場合、情況によりては時刻を異にし、其の日の内に
行幸のことあるべし（この場合は警視庁にては警衛配置
は解かざるも、御決定より御出門まで最短一時間三十分
を要す「警視庁警務部長申出」）。

(ロ) 御出門後発令の場合は富岡八幡迄は御引返を願ふ。
夫より先は御順路に依り還幸あらせらる。鹵簿は可能の
範囲の急速力とす。

御引返し地点は「永代橋、門前仲町、富岡八幡」の三
ヶ所を予定す。

(ハ) 警報発令の確認はサイレンに依る。但し場所により
ては聴取し難き所あるを以て、警視庁にて適宜ラジオ自
動車を配置し、寸刻の差なく確認し得る方法をとる。

一、行幸時防空に關しては何等異状なかりき。
一、三月十七日午後二時、総務局長室に左記の參集を求
め、具体的協議を極秘裏に行ひたり。

警視庁警務部長以下三名、憲兵司令部副官、東京憲兵
隊警務課長、陸軍省安成中佐、東部軍山崎參謀長、近衛

師団板倉參謀及供奉長官付大場中佐

席上局長より、罹災地行幸の思召を伝へ、極く簡約に行ふ為、当日にならざれば関係者と雖も幹部以外には内示せざる等機密を保たれたく、公文通牒の如きは事後となる等の説明をなし、特に諸事趣旨を体し協力ありたき旨を述べ。次で加藤課長より細目を打合せり。

一、御野立所等に、よ号措置は不要とす（近衛承知）。

一、警戒の為に飛行機は出す（東部軍參謀長）。

一、晴雨に係らず行幸のこととす。雨の場合も御野立所に天幕は不要なり。卓上の地図は其の上に硝子板を置くこと。

一、御料用鉄兜及戦闘帽は御用立思召やう侍従職へ申出を置けり。

一、富岡八幡へ出づるは「内務大臣大達茂雄、東京都長官西尾寿造、警視総監坂信弥」「總監函簿に扈從するときは警務部長」と打合せし置きたるが、実際にはこの外、内務省より「防空總本部次長熊谷憲一」を加へたり。

内相及熊谷次長は国民服「儀礼章附着長靴」、都長官は軍服、警視総監は制服「何れも長靴」なりき。内相の敬礼は拳手にても宜敷き旨、現場の申出に対し答へたるが、

脱帽の方都合宣しとのことで、脱帽敬礼を行ひたり。

一、当日快晴、午前九時頃予定通り御出門、同十時還幸あらせらる。御野立所「着御九・一二、発九・二五」なり。内務大臣の御先導に依り、用意の卓「御椅子を設けず、卓は警視庁にて用意し、上に地図を置く」の位置に立御、内相の御説明を聞召さる。内相は手控を持ちて奏上せり「都長官以下は供奉員につづき扈從し陪侍せり」。

○小名木川橋上にて御下車約五分あり。

一、記録用に「同盟拝写の御写真二葉」「一は一般に新聞に奉掲の為、一は御説明御聴取の為」を別に保存しあり（幸啓用ブックに貼付しあり）。

一、御野立所の外に御覧を願ふ場所「御下車の上」を他に求むる案を、前夜侍従職の要求に依り研究せられ、結局富岡八幡を発御後、小名木川橋上にて函簿を停め御下車を願ひ、附近御展望を願ひたり。

○約五分間御下車御展望、侍従長以下侍す（内務大臣等は罷出つることなし）。

○本件御下車は、当日関係者へは御車寄へ函簿廻り後、初めて伝へ実施せり。

一、歛簿に付て

(1)歛簿自動車赤塗を黒塗となすべく作業進行中なるも、
今は間に合はざるを以て從来の通赤塗を用う。

(2)乗組割は全体の車両を少くすることとし、左の如く為せり（実行別表の如し）。「總てを簡約のものとなすの趣旨に於て車両数を減し、行列を短かく為す（陸軍省、内務省への内議はなきず、又伺もの等文書に依る手続をとらず）」。

(5)三月十八日行幸の際の扈從者等、左の如し。

前駆 警視庁警視 原文平
" " 警部 関徳松

後駆 警視庁警部 江藤荒鬼

" " 山中久信

後駆に同乗 警視庁警務部長 宮内笑内

供奉近衛将校

玉車の進行方向に対し 右後 陸軍中佐 大場若三郎

右 陸軍大尉 久松秀雄

左 後 陸軍中尉 小川幸雄

予備車 陸軍中尉 野村重

列外 東京憲兵隊長 大谷敬二郎 副官一名帶同

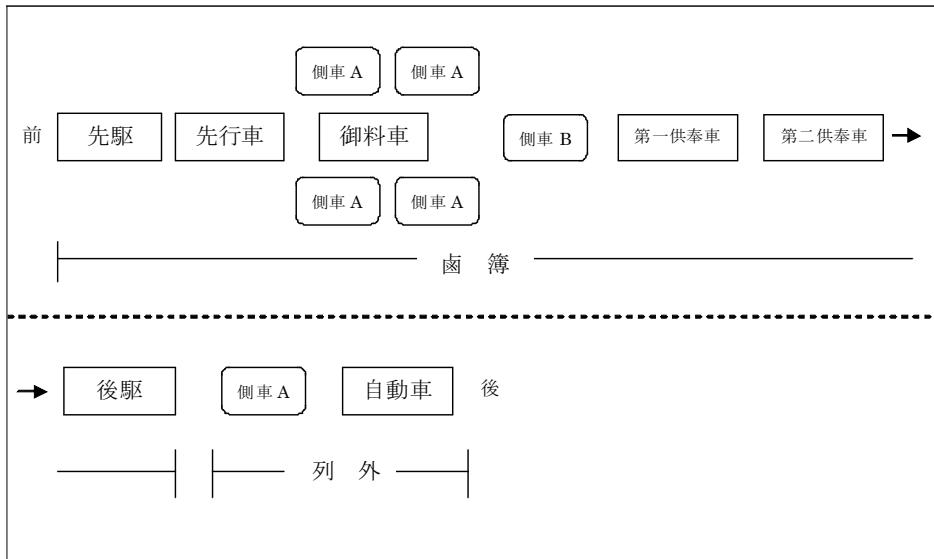
(3)歛簿の予行は行はず、前日午後二時宮城發にて自動車一両に河井事務官、矢野御料技手、山田技手補、警視庁閻警衛係長、大場近衛將校に同乗視察す。近衛にては、後に大場將校引率にてサイドカー下士官をトラックに乗せ、矢野技手付添にて現場を視察したり。

(4)側近警衛の皇宮警部は、平常に於ては、先行、御料、

第一供奉三車に助手をなすも、今回は右の外、第二供奉

にも助手をなさしめたり。而して、御料のみは正規の服装を着し、他の三名は供奉服（帶剣）を着用せしめ、御野立所に於て御列に追従して御警衛に従事せしむ。因に御野立所へは側近警衛は先着せしめず。

天皇略式自動車鹵簿

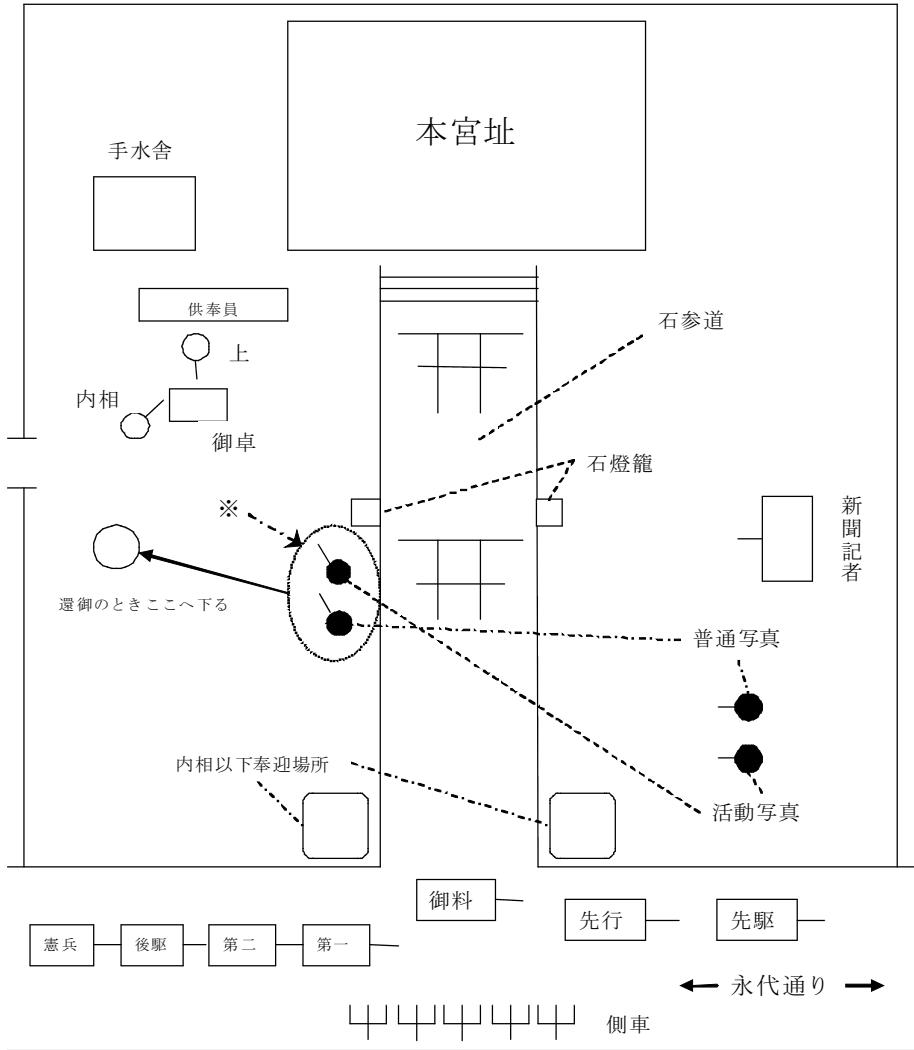


乗務員

先驅・後驅—警察官、先行車（オープンカー）—大金總務局長・加藤幸啓課長、御料車—天皇・藤田侍從長、側車 A—近衛將校、側車 B—川越皇宮警視、第一供奉車—小倉侍從・松永侍医・吉橋侍從武官、第二供奉車—松平宮内大臣・木戸内大臣・蓮沼侍從武官長、自動車—憲兵司令官

（わかりやすくするために、情報を付加して書き直した。）

御野立所府社富岡八幡宮境内見取図



<図の下部に以下の記述>

○八幡宮の本宮は全部焼失し建物なし。手水舎は建物あり。

○御卓は極く粗末な抽出二ヶ付の三尺卓（少し古し）なり。其の上に東京都の白図（罹災地を赤く塗る）を載る。

<※の部分には次の記述>

この写真は、両者共脚付にて着御前より備付く。着御のときは新聞記者の位置に居り、前方通御後、柵の位置につく。活動写真はこのとき手持写機を別に一機使用す。還御に際しては、陛下御還りを始められんとき反対側に下る（機械は其の傍）。

<この後に、富岡八幡宮での天皇到着・出発時の奉迎者の配置図、「御野立所御説明の際の配置図」があるが省略。>

一、新聞記者、新聞写真班、ニュース写真班に付て

行幸あらせらることを前日内示し、当日現場へ至ら

しむることとせば、之を極秘なる旨厳達すと雖も、行幸のことが一般に洩れずとは保証し得ざる所なりと警視庁、情報局共に云ふ。斯くなりては、当日の御警衛に付、現計画の如き「事前には一般には全く知らしめずとして極々簡素に計画されあり」を以てしては不充分となる虞あり。依て協議せしが、結局宮内省扱として左の如く取計ふこととせり。

(1)三月十八日午前八時、左記宮内省記者会室へ参集せしむ。

記事関係記者数名（実行は各社代表一名宛計六名）、新聞写真二名（実行は同盟より二名出し、之を各社に配付のこととなる）、日映ニュース二組（以上自動車二両に同乗）。

右は、前日午後四時、河井事務官より宮内記者会へ内示し、用件は單に「重要事項あるに付」とのみ示し、夫れ以上は反問あるも一切説明出来ざること、内容は明十八日参集直後為す旨を伝へ置く（当日参集したる者別紙）。

〔参集後、河井事務官の案内にて御野立所に赴き、現場

にて位置を指示す。之れは警視庁係官とも協議し、河井事務官担当す」。

(2)御写真は宮内省検閲の外、内務省も事前検閲をなす。

記事は宮内省は検閲せざるも、内務省は事前検閲を行ふ「記事にして考慮を要するものあるときは宮内省へ御相談ありたき旨、大石検閲官に申入れ置く」。右は当日参集直後、河井事務官より各人に厳達し置く（特に内務省よりの依頼に基く）。

(3)参集者は、従来此の種のことに出場したる者を出すやう指示せり。之れは、全く新規者を出すときは、警視庁にての身許調査関係を生ずるを以てなり。参集者の人名（現住所共）は、前日各社より電話報告せしめ、之れを警視庁へ連絡し置く。

(4)参入者の服装は国民服「儀礼章附着 脚絆使用可なり」又は不敬に涉らざるもの程度なるを指示し置く。

当日午前八時予定の通、記者会室へ参集す。加藤幸啓課長より罹災地行幸の旨概要を伝へ、難有思召の程報道に関し特に注意あり度旨希望し置く。尚河井事務官より細目指示をなし、御野立所富岡八幡宮へ案内し位置行動等を現場にて指示す。現場にては夫々警視庁係官付添ふ

(位置配置別図の通)。

(イ) 御野立所に立御中を拝写の写真班（活動・普通）は、終始其の位置に於て拝写するを認めたり。但し都合に依り退去を要求する場合あることを条件とせり「実際には短時間にてもあり、傍々相当距離もあり、御邪魔にはならざりしを以て退去せしむるの要なかりき」。

(ロ) 立御位置に向つて左側より拝写のことも考慮せるが、光線の関係及ニユース編輯関係とにより右側を希望せしを以て之を認めたり「但しこの為に御説明位置は向て左側となり還御の際御先導申上くるに些か難しかりき」。

(ハ) 宮内省にては謹話を出すことなし。政府に於て謹話を発表せり。

(二) 還幸後、宮内記者会員来庁し居れば、総務局長より

御模様を伝へ、記事の注意を語らんとせしが、当日は日曜にて、記者は現場より社へ赴き参庁せざりしを以て之を為さず。代ふるに情報局へ「記事検閲の際考慮を要するものあれば、宮内省へ御相談ありたし」と伝へ置けり。

日本産業 小川豊 〈各記者の名前の後に住所が入っているが省略〉

東京 牛窪操
読売 宮本太郎

毎日 北野政義
朝日 末常卓郎

同盟 山内啓
以上記者（各社代表）

同盟写真班 川井弘彦、野間正一

以上各社代表として普通写真班⁽⁹⁾

日映 桝木与兵衛、松永嘉雄、藤波次郎、関口敏雄
以上活動写真班（之れが運転手 佐々木新次郎）

以上三月十八日午前八、〇〇迄に宮城に参入、説明の上、河井事務官現場に案内し、警察係官に引渡す。

【注】

(1) 『日本ニユース』第二四八号、一九四五年三月一一一。NHK 戦争証言アーカイブズ。 http://cg2.nhk.or.jp/shogenarchives/jpnews/movie.cgi?das_id=D0001300376_00000&seg_number=001

(2) ノの行幸の意図を推測する代表的な論考として、加瀬英明や松浦總三の本が挙げられる。また、最近では、戦災地行幸の写真や映像に着目し、その図像の持つた意味を分析する川村邦光や川村健一郎の研究がある。加瀬英明

『天皇家の戦い』新潮文庫、一九八三年（初版一九七五年）

宮警部。

九九四年、川村邦光「聖戦の図像とその後」『岩波講座アジア・太平洋戦争⁶ 日常生活の中の総力戦』岩波書店、二〇〇六年、同『聖戦のイコノグラフィー天皇と兵士・戦死者の図像・表象』青弓社、二〇〇七年、川村健一郎「空襲報道と天皇―『日本ニュース』第二四八号を巡つて」岩本憲児編『映画のなかの天皇―禁断の肖像』森説社、二〇〇七年。

（3）『三月十日前後』読売新聞社編『昭和史の天皇』第一巻、

読売新聞社、一九六八年、二六〇—二七〇頁。

（4）前掲『三月十日前後』二六三頁に記載の「公文」とは、この「諸向通牒」のことを指す。

（6）なお、当日の天皇の通過したルートは、現在の道路で述べると「二重橋→内堀通り→和田倉噴水公園を右折→和田倉門信号を左折→大手町交差点を右折→永代通り→富岡八幡宮（戦災情況視察）→東陽町駅前を左折→四ツ目通り→小名木川橋（視察）→押上駅前左折→浅草通り→駒形橋→上野駅前左折→昭和通り→台東四丁目信号右折↓春日通り→湯島駅左折→外堀通り→淡路町駅右折→小川町左折→本郷通り→和田倉門信号右折→和田倉噴水公園左折→内堀通り→二重橋である。

（7）これが事実であれば、前述した「諸向通牒」は一七日に執行されたのではなく、当日の一八日に執行されたことになる。

（5）供奉員（隨行者）は、松平慶民宮内大臣、木戸幸一内大臣、藤田尚徳侍従長、蓮沼蕃侍従武官長、大金益次郎総務局長、加藤進総務局幸啓課長（行幸主務官）、小倉庫次侍従、松永琢磨侍医、川越憲雄皇宮警視、吉橋戒三侍従武官。他に、運転手と車従として、先行車に山田繁宮内技手・山口守雄皇宮警部、御料車に矢野直次郎宮内技手・菊池正治皇宮警部、側車に大西芳次郎宮内技手補（車從なし）、第一供奉車に栗原正甫宮内技手補・岡田秀皇宮警部、第二供奉車に小林和行宮内技手補・大重忠伊戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、一九六六年、一一

七六一一七七頁。

(9)

なお、この戦災地行幸を撮影した代表的なカメラマンとして石川光陽を挙げることができる。ここに石川の名前がないのは、彼が警視総監からの依頼を受けて空襲被災地の撮影に従事しており、宮内省の管轄に属していなかつたためである。なお、石川は富岡八幡宮で写真撮影したのは自分一人だけだと述べているが、この点が誤っていることは、すでに川村健一郎が指摘している。石川光陽・森田写真事務所編『グラフィックレポート 東京大空襲の全記録』岩波書店、一九九二年、四一五、九八一九九頁、前掲「空襲報道と天皇―『日本ニュース』第二四八号を巡つて」一二三九頁。